

令和4年度 第1回 橋本市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和4年8月18日(木) 13:50~15:00 橋本市役所 北別館 会議室(大)	
出席委員氏名	北野 栄作(委員長) 濱田 学昭 塙阪 隆	
審議対象期間	令和3年10月1日 ~ 令和4年3月31日	
抽出案件	総件数 4件	審議事項 (1)委員長の選出について (2)令和3年度下半期の入札・契約結果について (3)定例報告 ①総括表 ②工事に係る入札契約方式別発注工事一覧 ③入札参加資格停止等の運用状況一覧表 (4)抽出事案について
制限付一般競争入札	0件	
工事希望型競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>(1)令和3年度下半期の入札・契約結果について</p> <p>意見・質問事項等なし。</p>	
<p>(2)定例報告</p> <p>1. 新型コロナウイルス、ウクライナ情勢など、昨今の情勢で燃料や資材の高騰が報道されているが、橋本市の建設工事への影響はあるか。</p> <p>2. 入札参加資格停止業者は公表しているか。</p>	<p>工事が遅れることがあるとは聞いていますが、工期延期までは至っていません。また、契約後にそれらの影響で金額変更している事例もありません。なお、設計の段階で情勢の影響を勘案した工期設定を行っています。</p> <p>公表しています。</p>
<p><b>【工事希望型競争入札】</b> 『橋本市公共下水道 あやの台北部工業団地雨水管渠築造(第2工区)工事』</p> <p>1. 工期を長期間延伸しているが、応札者は工期延期を承知した上で応札しているのか。</p> <p>2. 参加資格に特定建設業許可を求めているのはなぜか。</p> <p>3. 今回の工事は第2工区となっているが、この工区割りはどのような基準で行っているか。</p> <p>4. 入札経過書でいくつか失格となっている応札者があるが、失格した理由は個別に説明しているか。</p>	<p>繰り越しによる工期延期がある場合は、現場説明書に当該工事が繰り越し対象であること、繰り越しした場合の延伸予定日を記載していますので、応札者は工期が延期されることを了解した上で応札しています。</p> <p>建設業法において、下請け金額が一定以上(土木一式工事の場合は4,000万円)となる工事は、特定建設業許可を持っている必要があるため、予定価格が一定以上の場合には特定建設業許可を求めています。</p> <p>函渠工事の行える日程がそのまま工区割りとなっています。</p> <p>有効な入札が失格となるのは、最低制限価格を下回ったときのみで、そのことは既に周知しているため、最低制限価格を下回ったことにより失格となった応札者には個別で失格理由を説明していません。</p>
<p><b>【工事希望型競争入札】</b> 『第5次拡張事業 三石台配水池加圧ポンプ設備更新工事』</p> <p>1. 今回ポンプ更新工事であるが、耐用年数等でポンプ更新のタイミングだったのか。</p> <p>2. ポンプは受注者が製作するのか、それとも外注しているのか。また、ポンプのメーカー応札の対象となるのか。</p>	<p>耐用年数は超過していませんでしたが、ポンプに異常があり、また、給水軒数が増える計画がありましたので、更新することとしました。</p> <p>ポンプは外注となります。また、本工事は工事の内容から水道施設工事となりますので、ポンプメーカーは対象外となります。</p>
<p><b>【指名競争入札】</b> 『市道慶賀野垂井線岩倉大橋舗装補修工事』</p> <p>1. 入札を辞退している業者があるがその理由は。</p> <p>2. 本工事は橋梁の長寿命化工事か。</p> <p>3. 増額変更を行っているが増額理由は何か。</p>	<p>会社都合、技術者不足による辞退がありました。</p> <p>長寿命化工事です。</p> <p>現場の取り合わせによる増額変更となります。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【随意契約】</b> 『農業用施設災害復旧事業 令和3年災害 河瀬地内 農道 復旧工事』</p> <p>1. 当初の入札が12月だが、それより早くすることは難しかったのか。</p> <p>2. 入札を辞退している業者があるがその理由は。</p>	<p>災害復旧工事のため、災害の確認などの諸々の手続きがあったので、これ以上早く入札することは困難でした。</p> <p>会社都合、積算額が予定価格を超過する、技術者不足などでした。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <p>1. 年度繰り越しがある場合など、工期が長期間になる工事であっても工事費の支払いは完成時の一括のみか。</p>	<p>工事費の支払いについては、契約後すぐに前払いとして工事費の40%を請求できます。また、完成部分があれば、出来高を部分払いとして請求することもできます。さらに複数年にわたる場合は、年度ごとに出来高を支払うことができます。</p>